

監査結果の報告について

地方自治法第242条第1項の規定により山形市職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年5月21日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求人

A

B

C

2 請求書の提出

令和2年3月24日

なお、同年3月27日に措置請求書の補正書が提出され事実証明書の補正が行われた。

3 請求の内容（山形市職員措置請求書原文のとおり）

1 請求の要旨

第1 措置の要求

山形市長が山形市議会議員に対して、平成30年度において交付した政務活動費のうち、別紙「議員別違法・不当支出集計表」中の「違法・不当支出額」欄記載の金員について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条1項に基づき、監査委員が山形市長に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

第2 請求の理由

1 山形市議会議員は、平成30年度において、月額金10万円の政務活動費の交付を受けている。

2 その政務活動費は、地方自治法第100条第14項の「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、山形市議会議員に交付されているものである。

従って、政務活動費は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付」され、「議員は、政務活動費を別表に定める用途基準に従って使用するものとし、前項に定める経費以外のものに充ててはならない」（条例2条）とされている。

この条例をうけて市議会は、「山形市議会政務活動費の取り扱いに関する要領」を定め、その第6で用途基準の運用基準を、第7で政務活動費として支出できない主な経費を例示し、さらに、「山形市議会政務活動費の手引」を定めて、各支出科目ごとに支出できる経費、支出できない経費を例示している。

3 添付した事実証明書の「議員別違法・不当支出集計表」中の「違法・不当支出額」欄に、これら要領・手引に記載の支出できない例示に該当するなど違法・不当と判断される各議員ごとの各支出金額を記載している。

これらの支出は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」のための支出とは考えられず、目的外の違法不当な支出として、山形市長は各議員に対し該

当金額の返還請求権を有するものであるが、山形市長がこの返還請求権の行使を怠っているので、監査委員に対し、第1記載の措置請求を求めるものである。

- 4 また、政務活動費の収支報告について現在の運用では、通信・交通費のガソリン代については、登録車両の燃料費のみに限られているにもかかわらず、これが遵守されているか否かを確認できる資料の添付がなく、あるいは、調査旅費などを用いての調査の報告書について、全員が一つの報告書をコピーして添付し、議員各自の意見などまったく含まれていないものが多いなどの問題があり、上記3に記載の違法不当支出に該当しないとはしても、適正な支出を根拠づける資料に欠けると思われる運用上の問題があり、監査委員にあつては、これら運用について検証し改善点の指摘など行うことを期待する。

以上

(注) 事実証明書「議員別違法・不当支出集計表」及び「科目別集計表」の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、渡辺元監査委員及び中野信吾監査委員は、本件請求の監査から除斥とした。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、令和2年3月30日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成30年度に山形市議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務活動費のうち、請求人から請求のあった支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、市長が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述については、請求人から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため陳述を行わない旨の申し入れがあった。また、新たな証拠の提出は無かった。

3 監査対象部局

政務活動費の事務を所管する山形市議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象部局とした。

4 監査の実施方法

請求人から請求のあった支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを判断するため、法第199条第8項の規定に基づき、議会事務局保管の収支報告書及び当該支出

に係る領収書その他の証拠書類の写しの提出を求め調査するとともに、議会事務局職員から聞き取りを行った。疑義があるものについては文書により照会し精査した。

調査に当たっては、根拠となっている、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第20号。以下「条例」という。）、山形市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年市議会訓令第3号。以下「規程」という。）、山形市議会政務活動費の取り扱いに関する要領（以下「要領」という。）及び山形市議会政務活動費の手引（以下「手引」という。）に基づいて行った。

5 関係人

法第199条第8項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成30年度政務活動費に係る議員とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 議会事務局の見解

請求人から提出のあった請求の要旨に対して、次のとおり議会事務局から文書で回答があった。

ア 政務活動費に係るこれまでの経過と内容

- ① 地方自治法の規定に基づき、平成13年3月に山形市議会政務調査費の交付に関する条例を制定し、同年4月から会派を対象として交付。
- ② 平成17年4月から、交付対象を会派から個人へと改めるとともに、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務付けた。
- ③ 条例改正に先立ち、各派代表者会で政務調査費の取り扱いを決定した。
- ④ 平成18年4月に14万円から12万円に減額。
- ⑤ 平成21年7月「政務調査費検討委員会」を設置。
- ⑥ 平成22年3月新マニュアルとなる、「山形市議会政務調査費の手引」を制定。
・実費支出の原則・按分による支出・食糧費の上限・備品の定義及び更新期間・ガソリン代の上限・領収書の要件・添付書類の様式の統一などを規定。
- ⑦ 平成24年8月地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費への名称の変更や、使途基準を条例で規定、平成25年4月から適用。
- ⑧ 平成26年3月議会改革の一環として、交付月額を12万円から10万円に減額することを決定、改選後の平成27年5月から適用とした。
- ⑨ 平成29年3月使途の透明性を確保するため、収支報告書をホームページで公開開始。
- ⑩ 平成29年3月山形市議会基本条例に基づく見直しの一環として、政務活動費を検証した結果、取扱い要領や手引きの一部を改正。
・利子の返還・説明責任について明記・学位や資格取得の経費を対象外に
・年会費に係る活動報告書の提出・朝食代の控除・人件費に係る出勤簿や業務日誌等の提出・新聞の購入はデジタル版か紙面のどちらか一方とするなどを規定。
- ⑪ 平成30年6月取扱いに関する要領を一部改正、政務活動費専用口座を、利息が発生しない無利息型普通預金とする。同年7月全員の切替を確認。切替時の利

息を返還。

- ⑫ 令和2年3月条例及び規程を一部改正。・会計帳簿の提出を義務付け・閲覧の方法等について規定。併せて、領収書や視察報告書等の付属書類をホームページで公開すること、事務局において領収書の原本照合を行うこと、視察報告書に個人毎の所見を記入すること等を決定。
- ⑬ 議長は、条例に基づき政務活動費の適正な運用を期すため、見直しや協議を重ね、適宜その透明性の確保に努めている。
- ⑭ 議長の調査権限は議員の収支報告に係る手続き上の誤りの有無及び議員の考えが使途基準に合致しているか否かについて行使するもので、支出原因である議員の調査研究の活動内容にまで及ぶものではない。
- ⑮ 事務局では、収支報告書等を確認し、明らかに手続き上の不備がないかという観点からチェックを行っている。

イ 請求内容に対する全体的な見解

- ① 請求の理由1及び2については、事実を述べており、法令等に基づき適正な運用が図られているものと考えている。
- ② 請求の理由3については、地方自治法の規定を受けて、条例で定める「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とは、特定の課題に限定されるものでなく、また、直ちに具体的な成果を挙げるものでなく、広い分野での研究、調査、視察や、各種団体や様々な機会を捉えて、多方面から住民の意見や要望の聴取をすることなどを通じて、議員の活性化を図ることにより市政に反映されるものであり、その具体的な活動内容については、各議員の自由な活動を妨げることなく、ある程度自由な裁量に委ねられるべきものと考えられる。一方、政党活動や選挙活動、後援会活動や私人としての活動については、当然ながら対象とはならない。これらを踏まえ、山形市議会政務活動費の手引において、具体的な使途や運用について例示するなどし、さらに、適宜その内容について見直しや改正を重ねており、その運用については、法令等及び手引きに基づき適正に運用されているものと考えている。
- ③ 請求の理由4については、ガソリン代については、提出された給油伝票等で、給油量や給油期間などを確認し、疑義がある場合は、本人に聞き取りを行うなどし、確認している。調査旅費などの報告書については、これまで所見の記載などについて、明文化しておらず、各議員の対応にまかされていたが、これをもって、直ちに不当な支出に該当するものではないと考えている。但し、市民に誤解を与える恐れや、より透明性を確保する観点から、令和2年度から、各議員においてそれぞれ所見を記載するよう、運用の改善を図っている。

(2) 収支報告書の訂正等

監査期間中に、市議会議長あて平成30年度政務活動費収支報告書の訂正届があったため、併せて本件請求の監査の対象とし、議会事務局に關係書類の提出を求め監査を行った。監査の結果については後述する。

2 判 断

請求人から請求のあった違法又は不当な支出としている延べ136件それぞれの「違法理由」に対して、次のとおり(1)から(3)に分類し、条例に規定する政務活動費使途基準の項目ごとに判断を述べる。

なお、各支出ごとに通し番号を付し、表1「監査対象支出一覧表」に記載した。

(参考) 政務活動費使途基準の項目

ア 研究研修費、イ 調査旅費、ウ 広報広聴費、エ 要請・陳情活動費、オ 資料作成費、カ 資料購入費、キ 人件費、ク 通信・交通費 (注)本件請求には事務所費は該当なし

(1) 政務活動費対象外の経費への支出にあたるか否か

ア 研究研修費

(違法理由) 通し番号1～6、8、45～49、120

・政務活動と関係希薄な団体との懇親会費(計3人、延べ13件)

(判 断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、当該団体との会議・研修会等と懇親会等はいずれも一連のものとして開催されており、市に対する意見・要望等を聴取する場ともなっているため、政務活動と関係希薄とは言えないと判断した。

なお、うち1件通し番号49については、総会及び学習会が開催され、市政について学習する場となっており、政務活動と関係希薄とは言えず、また、懇親会が開催されていないことを確認した。

(違法理由) 通し番号35

・政務活動と関係希薄な団体の会費

(判 断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、当該団体は地域振興に関連した要望内容についての勉強会を開催しており、半郷への道の駅新設に対しての、市に対する意見要望等を聴取する場ともなっていたため、政務活動と関係希薄な団体の会費とは言えないと判断した。

(違法理由) 通し番号7、60

・議員同士の懇親費用(計2人、延べ2件)

(判 断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、総会の後、要望書の提出や提案があり、適切な都市開発の推進に係る団体との意見交換会が開催されており、市に対する意見・要望等を聴取する場ともなっているため、議員同士の懇親費用ではないと判断した。

(違法理由) 通し番号119

・祝賀会の懇親会費

(判 断)

活動報告書及び関係資料を確認したところ、受賞・表彰された4名のうち3名

が山形市民であった。議員本人も芸術文化団体に繋がりが深く、本会は単なる祝賀会ではなく、本市の芸術文化の振興に関する意見、要望を聴取する場となっているため、祝賀会を主目的とした懇親会費ではないと判断した。

(違法理由) 通し番号125～127

- ・ 飲食が主目的の懇親会費 (計2人、延べ3件)

(判 断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、当該団体との講演会等と懇親会等は、いずれも一連のものとして開催されており、市に対する意見・要望等を聴取する場ともなっているため、飲食が主目的の懇親会費ではないと判断した。

なお、うち1件通し番号126については、政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、要領に定める食糧費上限額5,000円を超えた1,000円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断し、該当部分について請求を却下する。

(違法理由) 通し番号11、12、79、124

- ・ 個人加入の会費・参加費 (計1人、延べ2件)
- ・ 個人加入の会費
- ・ 個人的に加入している団体の会費

(判 断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、当該団体への加入は市に対する意見・要望等を聴取する場又は政策研究の場ともなっているため、個人の立場で加入の団体会費等ではないと判断した。

(違法理由) 通し番号27

- ・ 私的な旅行を含むと思われる、行動不明な部分あり

(判 断)

同じ研修に参加した他議員と行程は異なっているが、研修には同様に出席しており、研究研修の目的は達成されていた。また、交通費も妥当な金額であり、宿泊費についても手引に定められた範囲内の支出額と認められ、政務活動費として妥当であると判断した。

(違法理由) 通し番号50

- ・ 朝食代控除必要

(判 断)

行程表及び報告書等を確認したところ、市政の課題に関する研修内容であり、政務活動費として妥当であると判断した。

なお、朝食代については、政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、朝食代相当額1,000円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断し、該当部分について請求を却下する。

イ 調査旅費

(違法理由) 通し番号116

- ・台南とバンコク間の旅費は個人的なもので支出不可

(判 断)

本件に関連して、タイからのスキー客の受入促進について市議会本会議で一般質問を行っている。このことから、要領に定められた市政の一般的課題について行う調査研究であり、政務活動として妥当であると判断した。

(違法理由) 通し番号53

- ・政務活動と関係希薄な団体との懇親会費

(判 断)

参加費1万円は宿泊費、懇親会費、食事代であるが、行程表及び報告書を確認したところ、主目的は震災復興に係る研修であり、懇親会ではないと判断した。

なお、本件については、政務活動費収支報告書(訂正)の提出があり、使途基準項目が調査旅費から研究研修費に訂正され、食事代については、朝食代相当額1,000円の返還を確認した。このことから、請求事由が消滅したと判断し、該当部分について請求を却下する。

(違法理由) 通し番号25

- ・私的な旅行

(判 断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、調査旅費25,220円の減額を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当する支出について請求を却下する。

なお、当該議員の政務活動費支出総額は、収支報告書の訂正後も、政務活動費限度額120万円を超えているため、返還は発生しない。

ウ 広報広聴費

(違法理由) 通し番号33

- ・飲食が主目的

(判 断)

支出報告書の確認とともに、議会事務局を通して確認したところ、農業施策に関連した国、関係機関等に対する要望活動についての懇談会と懇親会は一連のものとして開催されており、農業振興に係る情報交換や意見交換を伴うものとなっているため、飲食が主目的ではなく、政務活動費として妥当であると判断した。

(違法理由) 通し番号30、32

- ・祝賀会への私的な参加(計1人、延べ2件)

(判 断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、主催者である市から、業務に関する審議を所掌する産業文教委員へ案内されているものである。また、褒章式と祝賀会等は一連のものとして開催されており、市の産業振興における、住民から市

に対する意見、要望等を聴取する場ともなっているため、政務活動費として妥当であると判断した。

(違法理由) 通し番号29

- ・政務活動と関係希薄な団体との懇親会費

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、当該団体からの活動報告会と懇親会はいずれも一連のものとして開催されており、団体と市との間で事業の円滑な遂行や安全確保等を確認する場ともなっているため、政務活動と関係希薄とは言えないと判断した。

カ 資料購入費

(違法理由) 通し番号57

- ・個人加入の会費

(判断)

活動報告書及び関連資料を確認したところ、当会は生涯学習や子育て、教育問題等の活動をしていることが報告されており、議員活動との関係性もあり、個人加入の会費ではないと判断した。

(2) 政務活動費対象外の経費への支出が含まれているか否か

ア 研究研修費

(違法理由) 通し番号61

- ・日程の半分は観光であり半額按分

(判断)

行程表及び報告書等を確認したところ、研修内容はいずれも、市政の課題に関する研修内容であり、観光した事実は認められず、按分不要と判断した。

(違法理由) 通し番号63

- ・半分は政治活動

(判断)

行程表及び報告書等を確認したところ、研修内容はいずれも、市政の課題に関する研修内容であり、政務活動費として妥当であると判断した。

イ 調査旅費

(違法理由) 通し番号9、10、13、24、26、28、36、51、52、62、66、83～85、105～110、114、115、117、118、121、128、129、133、134

- ・日程の半分は観光であり半額按分（計16人、延べ23件）
- ・目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要（計2人、延べ6件）

(判断)

行程表及び報告書等を確認したところ、視察先はいずれも、市政の課題に係る施設又は事業実施都市であり、視察内容を逸脱し観光した事実は認められず、按

分不要と判断した。

ウ 広報広聴費

(違法理由) 通し番号14～21、130

- ・報告の半分は選挙活動目的
- ・選挙活動目的と考えられる(計1人、延べ8件)

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、選挙活動に関する部分について紙面構成から按分して除外しており、それ以外の部分については、条例に規定された政務活動費使途基準に基づき、議員の行う活動について、住民に報告し広報する内容であり、政務活動費として妥当であると判断した。

(違法理由) 通し番号31

- ・環境事務組合議員としての参加で市議としての参加でない

(判断)

山形広域環境事務組合は、山形市をはじめとする2市2町で構成された地方自治法に規定された一部事務組合であり、同組合の事業については、第一義的には同組合の費用で支出すべきものである。

しかしながら、同組合の事業は予算額的にも山形市に大きく関わりのある事業であり、これまでも山形市議会で施設整備等について議論されてきたところである。こうした状況の中で、山形市議会議員としての関係性がないと断定することはできないと判断した。

(違法理由) 通し番号37～39

- ・後援会との按分不明(計1人、延べ3件)

(判断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、その内容を議会事務局を通して確認したところ、後援会活動に関する支出については除外しており、それ以外の部分については、条例に規定された政務活動費使途基準に基づき、議員の行う活動について、住民に報告し広報する内容であり、政務活動費として妥当であると判断した。

なお、要領及び手引の規定に基づき、後援会活動部分の合計173,384円の減額を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当部分について請求を却下する。

(違法理由) 通し番号58、59

- ・後援会との按分必要(計1人、延べ2件)

(判断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、その内容を議会事務局を通して確認したところ、後援会活動に関する支出については、要領及び手引の規定に基づき2分の1に按分されており、適正な支出であると判断した。

なお、通し番号58については、市政報告会出欠返信用はがき代金の一部62,000円の減額を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当部分について請求を却下する。

また、通し番号59については、市政報告会出欠はがき印刷代金の一部6,480円、市政報告会案内書二種印刷代金の一部20,736円及び封入作業代金の一部9,013円の減額を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当部分について請求を却下する。

この場合において、当該議員の政務活動費支出総額は、収支報告書の訂正後も、政務活動費限度額120万円を超えているため、返還は発生しない。

エ 要請・陳情活動費

(違法理由) 通し番号34

- ・環境事務組合議長としての参加で市議としての参加でない

(判断)

山形広域環境事務組合は、山形市をはじめとする2市2町で構成された地方自治法に規定された一部事務組合であり、同組合の事業については、第一義的には同組合の費用で支出すべきものである。

しかしながら、同組合の事業は予算額的にも山形市に大きく関わりのある事業であり、これまでも山形市議会で施設整備等について議論されてきたところである。こうした状況の中で、山形市議会議員としての関係性がないと断定することはできないと判断した。

なお、当該陳情に同行した他の参加者については日帰りで参加していることが判明したことから、政務活動費収支報告書(訂正)が提出された。日帰りでの所要経費を基準として、差額分16,100円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当部分について請求を却下する。

オ 資料作成費

(違法理由) 通し番号22、23

- ・選挙活動目的と考えられる(計1人、延べ2件)

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、資料とは山形市の「当初予算案の概要」等であり、市の政策等について住民への報告及び広報を行うための政務活動と認められるため、選挙目的とは認められないと判断した。

(違法理由) 通し番号131、132、135

- ・少なくとも半分は後援会等と按分すべき(計2人、延べ3件)

(判断)

議会事務局を通して確認したところ、政務活動で使用する複合機の他にも複合機を所有していることが判明したため、本複合機の使用実態は政務活動以外に使用しているとは認められず、按分不要と判断した。

(違法理由) 通し番号40

- ・ 政務活動以外を含み半額按分

(判 断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、コピー機トナー代 20,250 円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、請求を却下する。

ク 通信・交通費

(違法理由) 通し番号65

- ・ 政党活動も含まれ按分必要

(判 断)

政務活動費収支報告書(訂正)の提出があり、その内容を確認したところ、使途基準項目が通信・交通費から広報広聴費に訂正され、要領及び手引の規定に基づき2分の1に按分されており、適正な支出であると判断した。

なお、ホームページ経費の一部 3,672 円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断し、該当部分について請求を却下する。

(3) 妥当性を欠くもの又は添付書類の不備等にあたるか否か

ウ 広報広聴費

(違法理由) 通し番号122

- ・ 会場費の60%は懇親会場としての費用で支出不可

(判 断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、要領の規定に基づき使用実態に応じた合理的な割合で按分された会場借り上げ費 87,642 円の減額を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、請求を却下する。

また、支出報告書の記載誤りに伴う印刷代についても、印刷代 6 円の減額を確認した。

なお、当該議員の政務活動費支出総額は 1,214,850 円から 1,127,202 円に減額されており、政務活動費限度額 120 万円と訂正減額後の支出総額との差額 72,798 円の返還を確認した。

オ 資料作成費

(違法理由) 通し番号67～78

- ・ 2019/1 分からのみ按分されている理由不明(計1人、延べ12件)

(判 断)

議会事務局を通して確認したところ、政務活動で使用する当該複合機の他にも複合機を所有していることが判明した。2018年12月分までは政務活動で使用する機器とそれ以外で使用する機器とを区別していたが、2019年1月分からは、政務活動で使用する機器についても後援会活動としての使用が否定できないため、本人からの申し出により要領及び手引の規定に基づき2分の1に按分しているという状況であった。12月分までの複合機のリース代については、当該複合機の使用実態が政務活動以外に使用しているとは認められないことから、

按分不要と判断した。

(違法理由) 通し番号54～56

- ・按分不明 (計1人、延べ3件)

(判 断)

通し番号55、56については、議会事務局を通して確認したところ、政務活動で使用する複合機の他にも複合機を所有していることが判明したため、本複合機の使用実態が政務活動以外に使用しているとは認められないことから、按分不要と判断した。

通し番号54については、政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、その内容を議会事務局を通して確認したところ、要領及び手引の規定に基づき使用実態に応じた合理的な割合で按分されており、適正な支出であると判断した。

なお、ウイルスバスター代金の一部9,202円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断し、該当部分について請求を却下する。

カ 資料購入費

(違法理由) 通し番号136

- ・単価同じ書籍48冊購入し同じ書籍を多数購入と思われる

(判 断)

議会事務局を通して確認したところ、書籍は週一回の刊行物であり、同じ書籍を多数購入したのとは認められない。

キ 人件費

(違法理由) 通し番号80、81

- ・日当金額の根拠不明 (計1人、延べ2件)

(判 断)

議会事務局を通して確認したところ、当該支出の作業は、内職の形態で実施されたものであり、2,500件分の資料の折り込み、封筒への入れ込み、封筒封函、宛名ラベル貼付、宛名重複チェック、郵送分の取り揃え及び郵便局への搬送作業等一連の作業工程や業務量等から勘案すると、一連の労務に対し、1件10円の労務単価は高額であるとは断定できないと判断した。

ク 通信・交通費

(違法理由) 通し番号64、82

- ・按分不明 (計2人、延べ2件)

(判 断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、インターネット使用料及び電話料金は、要領及び手引の規定に基づき、それぞれ使用実態に応じた合理的な割合で按分されており、適正な支出であると判断した。

(違法理由) 通し番号113

- ・領収書総額の4分の1を超えている

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、ガソリン代は、要領及び手引の規定に基づき按分されており、領収書総額の4分の1以内の額で適正な支出であると判断した。

(違法理由) 通し番号86～104

- ・2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる(計1人、延べ19件)

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、政務活動費の支出対象となる登録車両が、9月からハイブリッド車から、そうでない車種に変更された。このことにより燃費に違いが発生し、ガソリン代の増加に影響していると考えられるが、月毎の増減がある中で急増しているとまでは言えず、多額すぎるとは認められないと判断した。

(違法理由) 通し番号41～44

- ・交通費が多額すぎる(計1人、延べ4件)

(判断)

政務活動費収支報告書(訂正)が提出され、ガソリン代合計46,880円の返還を確認したことから、請求事由が消滅したと判断されるため、該当する支出について請求を却下する。

(違法理由) 通し番号123

- ・領収書添付なし

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、通信・交通費の支出内容は、ガソリン代、インターネット接続料及びインターネット利用料である。当該請求は、インターネット利用料であり、支出報告書において月額5,778円×12月×1/4(事務所で他用途にも使用するため按分)×1/3(共用人数割)=5,778円を確認した。

また、領収書の添付は当初からなされており、適正な支出であると判断した。

(違法理由) 通し番号111、112

- ・領収書の発行元、日付がバラバラ、政務活動との関係不明確(計1人、延べ2件)

(判断)

支出報告書及び関連資料を確認したところ、毎月同一の給油先への支払内容が確認できる書類が添付された支出報告書のほか、給油先が異なる領収書をまとめて添付した支出報告書の二通りのものが見受けられた。いずれも、要領及び手引の規定に基づき4分の1に按分されており、適正な支出であると判断した。

3 結 論

以上のことから、本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件請求については、監査期間中における収支報告書の訂正により、請求事由が全て消滅したもの7件179,992円及び按分する等の結果請求事由が一部消滅したもののうち該当部分11件303,587円については、請求を却下する。

その他の請求129件3,543,465円については、政務活動費に違法又は不当な支出があったとは認められず、また、市長が財産の管理を怠った事実も認められないことから、請求を棄却する。

4 意 見

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に規定され、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。

その主な内容としては、市政の課題及び市民のニーズを把握し、市政に反映させるための活動に充てられるものであり、山形市においては、中核市への移行に伴い新たな業務が移譲されている中でその重要性はさらに増してきていると言える。

山形市議会においては、政務活動費制度の適正な運用を図るためこれまで改善に取り組んできており、直近では令和2年3月に条例及び規程を一部改正し、会計帳簿の提出の義務付けや閲覧の方法等について新たに規定した。その他にも領収書及び視察報告書等を山形市公式ホームページにおいて公表し、視察報告書には個人ごとの所見を記載することについても取り組むこととされている。

一方、今回の監査対象となった平成30年度政務活動費については、監査期間中に収支報告書の訂正届が出されるなど、一部に記載誤り等が見受けられている状況にある。

政務活動費は、公金から支出されているものであり、使途の透明性の確保や市民への説明責任を果たす事が強く求められている。制度の趣旨を十分に踏まえ、条例及び規程等に掲げられている使途基準を遵守することはもとより、活動の報告においても支出の意義や成果を市民に分かりやすく説明できるよう、山形市議会全体として改めて確認することが必要と考えるものである。

今後とも、市民に開かれた議会として更に活動の活性化と透明性の向上に向け、政務活動費制度のなお一層の適正な運用に取り組まれることを期待するものである。

監査対象支出一覧表

通し 番号	措置請求書に添付された事実証明書の内容によるもの					監査結果	頁
	議員 番号	No.	支出科目	違法・不当 支出額(円)	違法理由		
1	2	1	研究研修費	2,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
2	2	2	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
3	2	3	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
4	2	4	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
5	2	5	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
6	2	6	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
7	2	7	研究研修費	5,000	議員同士の懇親費用	棄却	5
8	2	8	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
9	2	9	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
10	2	10	調査旅費	70,334	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
11	3	1	研究研修費	3,000	個人加入の会費・参加費	棄却	6
12	3	2	研究研修費	5,000	個人加入の会費・参加費	棄却	6
13	4	1	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
14	4	2	広報広聴費	31,620	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
15	4	3	広報広聴費	7,650	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
16	4	4	広報広聴費	61,500	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
17	4	5	広報広聴費	30,750	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
18	4	6	広報広聴費	30,750	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
19	4	7	広報広聴費	61,500	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
20	4	8	広報広聴費	30,750	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
21	4	9	広報広聴費	30,750	選挙活動目的と考えられる	棄却	9
22	4	10	資料作成費	86,400	選挙活動目的と考えられる	棄却	10
23	4	11	資料作成費	90,000	選挙活動目的と考えられる	棄却	10
24	5	1	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
25	5	2	調査旅費	25,220	私的な旅行	却下	7
26	6	1	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
27	7	1	研究研修費	36,480	私的な旅行を含むと思われる、行動不明な部分あり	棄却	6

通し 番号	措置請求書に添付された事実証明書の内容によるもの					監査結果	頁
	議員 番号	No.	支出科目	違法・不当 支出額(円)	違法理由		
28	7	2	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
29	7	3	広報広聴費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	8
30	7	4	広報広聴費	5,000	祝賀会への私的な参加	棄却	7
31	7	5	広報広聴費	5,000	環境事務組合議員としての参加で市議としての参加でない	棄却	9
32	7	6	広報広聴費	5,000	祝賀会への私的な参加	棄却	7
33	7	7	広報広聴費	5,000	飲食が主目的	棄却	7
34	7	8	要請・陳情活動費	41,320	環境事務組合議長としての参加で市議としての参加でない	棄却 (一部却下)	10
35	8	1	研究研修費	10,000	政務活動と関係希薄な団体の会費	棄却	5
36	8	2	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
37	8	3	広報広聴費	63,720	後援会との按分不明	棄却 (一部却下)	9
38	8	4	広報広聴費	216,000	後援会との按分不明	棄却 (一部却下)	9
39	8	5	広報広聴費	328,000	後援会との按分不明	棄却 (一部却下)	9
40	8	6	資料作成費	20,250	政務活動以外を含み半額按分	却下	11
41	8	7	通信・交通費	10,000	交通費が多額すぎる	却下	13
42	8	8	通信・交通費	13,340	交通費が多額すぎる	却下	13
43	8	9	通信・交通費	12,560	交通費が多額すぎる	却下	13
44	8	10	通信・交通費	10,980	交通費が多額すぎる	却下	13
45	9	1	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
46	9	2	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
47	9	3	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
48	9	4	研究研修費	4,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
49	9	5	研究研修費	3,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却	5
50	9	6	研究研修費	14,600	朝食代控除必要	棄却 (一部却下)	6
51	9	7	調査旅費	58,681	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
52	9	8	調査旅費	57,626	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
53	9	9	調査旅費	10,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却 (一部却下)	7
54	9	10	資料作成費	13,802	按分不明	棄却 (一部却下)	12
55	9	11	資料作成費	20,010	按分不明	棄却	12
56	9	12	資料作成費	20,510	按分不明	棄却	12

通し 番号	措置請求書に添付された事実証明書の内容によるもの					監査結果	頁
	議員 番号	No.	支出科目	違法・不当 支出額(円)	違法理由		
57	9	13	資料購入費	6,000	個人加入の会費	棄却	8
58	10	1	広報広聴費	124,000	後援会との按分必要	棄却 (一部却下)	9
59	10	2	広報広聴費	169,657	後援会との按分必要	棄却 (一部却下)	9
60	11	1	研究研修費	5,000	議員同士の懇親費用	棄却	5
61	11	2	研究研修費	31,888	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
62	11	3	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
63	12	1	研究研修費	36,960	半分は政治活動	棄却	8
64	13	1	通信・交通費	5,778	按分不明	棄却	1 2
65	13	2	通信・交通費	7,344	政党活動も含まれ按分必要	棄却 (一部却下)	1 1
66	14	1	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
67	14	2	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
68	14	3	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
69	14	4	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
70	14	5	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
71	14	6	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
72	14	7	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
73	14	8	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
74	14	9	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
75	14	10	資料作成費	12,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
76	14	11	資料作成費	6,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
77	14	12	資料作成費	6,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
78	14	13	資料作成費	6,000	2019/1分からのみ按分されている理由不明	棄却	1 1
79	15	1	研究研修費	7,000	個人加入の会費	棄却	6
80	15	2	人件費	25,000	日当金額の根拠不明	棄却	1 2
81	15	3	人件費	25,000	日当金額の根拠不明	棄却	1 2
82	15	4	通信・交通費	88,734	按分不明	棄却	1 2
83	17	1	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
84	18	1	調査旅費	58,681	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8
85	18	2	調査旅費	57,626	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8

通し 番号	措置請求書に添付された事実証明書の内容によるもの					監査結果	頁
	議員 番号	No.	支出科目	違法・不当 支出額(円)	違法理由		
86	18	3	通信・交通費	1,445	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
87	18	4	通信・交通費	1,506	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
88	18	5	通信・交通費	1,503	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
89	18	6	通信・交通費	1,555	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
90	18	7	通信・交通費	1,102	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
91	18	8	通信・交通費	1,364	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
92	18	9	通信・交通費	1,142	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
93	18	10	通信・交通費	1,322	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
94	18	11	通信・交通費	1,229	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
95	18	12	通信・交通費	1,233	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
96	18	13	通信・交通費	1,235	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
97	18	14	通信・交通費	1,360	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
98	18	15	通信・交通費	611	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
99	18	16	通信・交通費	964	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
100	18	17	通信・交通費	1,364	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
101	18	18	通信・交通費	1,040	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
102	18	19	通信・交通費	596	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
103	18	20	通信・交通費	1,391	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
104	18	21	通信・交通費	998	2018/10以降ガソリン代急増し、多額すぎる	棄却	13
105	19	1	調査旅費	43,207	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
106	19	2	調査旅費	34,586	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
107	19	3	調査旅費	17,417	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
108	21	1	調査旅費	43,207	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
109	21	2	調査旅費	34,586	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
110	21	3	調査旅費	17,417	目的の半分は議員どうしの懇親、按分必要	棄却	8
111	21	4	通信・交通費	1,984	領収書の発行元、日付がバラバラ、政務活動との関係不明確	棄却	13
112	21	5	通信・交通費	4,147	領収書の発行元、日付がバラバラ、政務活動との関係不明確	棄却	13
113	23	1	通信・交通費	18,303	領収書総額の4分の1を超えている	棄却	12
114	24	1	調査旅費	58,681	日程の半分は観光であり半額按分	棄却	8

通し 番号	措置請求書に添付された事実証明書の内容によるもの				監査結果	頁
	議員 番号	No.	支出科目	違法・不当 支出額(円)		
115	24	2	調査旅費	57,626	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
116	25	1	調査旅費	23,809	台南とバンコク間の旅費は個人的なもので支出不可	棄却 7
117	25	2	調査旅費	70,334	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
118	25	3	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
119	27	1	研究研修費	5,000	祝賀会の懇親会費	棄却 5
120	27	2	研究研修費	5,000	政務活動と関係希薄な団体との懇親会費	棄却 5
121	27	3	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
122	27	4	広報広聴費	87,642	会場費の60%は懇親会場としての費用で支出不可	却下 1 1
123	28	1	通信・交通費	5,778	領収書添付なし	棄却 1 3
124	29	1	研究研修費	2,000	個人的に加入している団体の会費	棄却 6
125	29	2	研究研修費	5,000	飲食が主目的の懇親会費	棄却 6
126	30	1	研究研修費	6,000	飲食が主目的の懇親会費	棄却 (一部却下) 6
127	30	2	研究研修費	5,000	飲食が主目的の懇親会費	棄却 6
128	30	3	調査旅費	37,497	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
129	30	4	調査旅費	70,334	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
130	30	5	広報広聴費	189,514	報告の半分は選挙活動目的	棄却 9
131	31	1	資料作成費	38,724	少なくとも半分は後援会等と按分すべき	棄却 1 0
132	31	2	資料作成費	167,670	少なくとも半分は後援会等と按分すべき	棄却 1 0
133	32	1	調査旅費	58,681	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
134	32	2	調査旅費	57,626	日程の半分は観光であり半額按分	棄却 8
135	33	1	資料作成費	22,196	少なくとも半分は後援会等と按分すべき	棄却 1 0
136	33	2	資料購入費	20,880	単価同じ書籍48冊購入し同じ書籍を多数購入と思われる	棄却 1 2

合計 4,027,044 円